

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」及び 「独立行政法人整理合理化計画」の措置状況について 【医薬基盤研究所】

○独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（H22.12.7閣議決定）関係

（様式1）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」（各法人横断的に取り組むべき事項を記載）の取組状況を記載したもの。

（様式2）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針の「各独立行政法人について講ずべき措置」（個別法人ごとに取り組むべき事項を記載）についての取組状況を記載したもの。

○独立行政法人整理合理化計画（H19.12.24閣議決定）関係

（様式3）独立行政法人整理合理化計画の「各独立行政法人について講ずべき措置」のうち、平成21年12月に同閣議決定が凍結された際に引き続き取り組むこととされた①随意契約の見直し、②保有資産の見直し、③その他各省が進めると判断した事項の取組状況を記載したもの。

※1 様式2の「措置状況」の記号については、それぞれ、1a：実施期限までに実施済み、1b：実施期限よりも遅れたが実施済み、2a：実施中、2b：実施期限よりも遅れており未だ実施中、3：その他（実施時期が未到来）を示している。また、様式3の「措置状況」の番号は、1：実施済み、2：実施中、3：その他（実施時期が未到来等）を示している。いずれも10月21日現在の所管省庁の提出資料による。

※2 様式2で灰色になっているものは、平成24年のフォローアップまでに「措置済み（1a又は1b）」とされていた事項。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	厚生労働省
法人名	独立行政法人医薬基盤研究所

(平成25年7月1日現在)

(注)「独立行政法人改革に関する中間とりまとめ」(平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会)等を踏まえ、御意見等がある場合は「具体的な見直し状況等」の欄に赤字で記載して下さい。

基本方針の記載	具体的な見直し状況等
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○政府出資金である「開発振興勘定」における投資有価証券及び長期性預金については主務大臣の承認を経て平成24年3月27日に2,624,976千円を国庫納付した。 ○政府出資金である「承継勘定」における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券については、一部の政府出資金を不要資産とし主務大臣の承認を経て平成24年3月27日に1,909,330千円を国庫納付した。 ○薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場については、地方自治体へ売却した土地の売却額32,148千円を平成23年3月23日に国庫納付をした。 ○薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地については平成25年度以降に国庫納付すべく平成23年度から関係機関と協議を進めている。 ●出資先である(株)創薬技術研究所が解散したことに伴い、残余財産194,789千円が分配され、主務大臣の承認を経て平成25年3月15日に全額を国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場については、地方自治体へ売却した土地の売却額を平成22年度末に国庫納付済みであり、また、売却済み以外の土地については平成25年度以降に国庫納付する予定である。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○当研究所の保有する資産については、引き続き自主的な見直しを行い、適切な資産管理に努める。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>●常勤役職員の採用を抑え、非常勤職員を活用し、人件費の抑制を図っている。また、一般管理費の経費節減に努めた。 ①常勤役職員数 当初計画(平成17年度)95人→82人(平成25年4月1日) ②総人件費改革の実績 人件費 641,885千円(平成17年度)→491,355千円(平成24年度)対平成17年度比▲23.5% 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」に基づく国家公務員の給与の見直しに準じた措置を実施。 ③一般管理費の実績 一般管理費 982,082千円(24年度予算)→867,970千円(平成24年度実績)対予算比▲11.6% ※一般管理費については、平成17年度と積算方法が異なるため、当該年度予算と比較。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>●平成25年5月16日に創薬支援戦略室東日本統括部の事務所として必要最小限の規模で設置しているところであり、引き続き効率的な業務運営に努める。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>該当なし。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>●薬用植物資源研究センター和歌山研究部について、平成22年度から「ほ場」化し筑波研究部へ移管した。当該ほ場については平成23年度をもって廃止した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>●随意契約見直し計画の達成のため、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は一般競争入札等に移行することとし、一者応札・応募となった契約についてはその要因を検証し実質的な競争性が確保されるよう運用の改善を図ることとしており、また、所内に外部専門家が参加する契約審査委員会を設置し契約の事前審査等を行い、コスト削減や透明性の確保に努めている。</p> <p>【平成23年度実績】 ①金額ベース(単位:円) 一般競争等10,178,114千円(92.2%)、競争性のない随意契約855,509千円(7.8%) ②件数ベース(単位:件) 一般競争等281件(93.0%)、競争性のない随意契約21件(7.0%)</p> <p>【平成24年度実績】 ①金額ベース(単位:円) 一般競争等4,934,545千円(80.3%)、競争性のない随意契約1,210,218千円(19.7%) ②件数ベース(単位:件) 一般競争等224件(87.2%)、競争性のない随意契約33件(12.8%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>●法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告するとともに、法人のHPに公表した。</p>
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>●関連法人に係る情報を財務諸表等において開示するとともに、調達情報及び契約状況については、ホームページで広く国民に公表している。</p> <p>また、入札公告等において、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、取引関係等の情報を公表する旨を記載するとともに、現在当研究所においては、管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職している法人との取引等はないが、今後、公表の対象となる取引等が発生した場合は、ホームページで公表する。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。	● 医薬基盤研究所の関連公益法人は、(社)予防衛生協会である。当期収支差額が約△27,589千円であり、利益剰余金は発生していない。なお、今後とも、関連公益法人の利益剰余金等が発生した際、精査を行い、国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。
④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	● 研究所内の共用利用機器の相互利用に努めるなど類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図っているところである。
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	● 調達に係る仕様書について、特定の業者に有利になることがないように見直しを行っており、契約監視委員会及び契約審査委員会において、審査している。また、調達方式について検討を行い、リース方式が当所に有利である場合、当該方式を採用した(複写機等)。研究機器等の調達の際には、他の研究機関での購入実績等を確認することなどにより、適正価格の把握に努めている。
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	● 毎年、「実験動物管理業務委託」について、一般競争入札により契約を締結している。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	● 契約監視委員会等において、契約案件を対象に契約方式の適切性及び仕様書の内容を審査している。 平成24年度実績 ・契約監視委員会 10回開催 審議案件18件 前回1者入札となった調達について、次回以降、入札説明会を行う等の努力をする。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	● 平成24年度及び平成25年度の人件費については、役職員の俸給月額、賞与、俸給の特別調整額等について国家公務員に準じた減額措置(各々△4.77~△9.77%、△9.77%、△10%)を実施した。

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>●役職員の俸給や諸手当等については、国家公務員の給与体系に準拠しており、法人独自の手当もなく、「一般職の職員の給与に関する法律」等の改正に合わせ所要の見直しを行い、適正な水準を維持できるよう努める。引き続き、①総人件費の抑制のため、非常勤職員の活用を図る。②若手研究員の採用など適切な人事配置を進める等により、ラスパイレス指数を100以下とする取組を着実に実施する。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○左記イ)の措置を講ずるとともに、法人及び厚労省のHPに公開し、総務大臣に報告した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>●法人の長、理事及び監事の報酬について、総務大臣が定める様式により公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>●給与水準については、監事による監査及び評価委員会による評価により、国の給与水準と比較して、年齢、地域、学歴面等から総合的に検証され適正であるとの評価を受けており、引き続き厳格なチェックを行う。給与水準については、一般職の給与に関する法律に準拠した給与体系であり、引き続き、国の給与法改正に準じた給与の見直しを図り、適正な水準を維持していく。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>●中期計画に基づき、運営費交付金の一般管理費及び事業費の効率化については、当期の初年度である平成22年度予算と比較して5年間で一般管理費で15%削減、事業費で6.2%以上の削減を図る予定である。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>●これらの経費については国家公務員に準じた対応を図っている。法定外福利費は、労働安全衛生法に基づく健康診断費用及び産業医委託業務費であり、出張旅費や職員の諸手当についても、国家公務員と同一の運用を行っている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>●事業費については、5カ年で6.2%の削減をすることとしており、研究機器の共同利用や外部委託の推進等により徹底した経費節減を図っているほか、調達には一般競争入札を積極的に活用し、公告期間の拡大、仕様書の緩和等により透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>●コンプライアンスの確保を推進するため、監事監査及び内部監査を毎年度実施するとともに、理事長のリーダーシップの下、コンプライアンス委員会を設置し、監事や内部監査チームとも連携しながら適正な業務遂行を図っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○平成22年度から分譲額に応じて自己収入の増加する仕組みを導入し、平成24年度はヒューマンサイエンス振興財団から12,571千円の技術支援料を自己収入として得た。</p>

<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○共同研究、受託研究については、本法人で行っている研究①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3分野に特化して実施し、平成24年度は56件、441,867千円となった。(平成23年度実績: 44件、632,790千円)</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>●企業等から照会を得やすいよう、研究論文リスト、公開特許等をホームページ上で公表した。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○自ら行っている研究に当たっては、独立行政法人化(平成17年度)されてから垣添忠生公益財団法人日本対がん協会会長他14名で構成される運営評議会、松澤佑次一般財団法人住友病院院長他17名で構成される外部研究評価委員会を開催しており、これらによる外部評価の仕組みを活用し、案件の重点化を図っている。</p> <p>また、運営評議会については、公開で行うことにより手続きの透明化を図っている。</p> <p>外部に研究資金を提供している研究の評価に当たっては、複数の分野の外部の専門家からなる医薬推進研究評価委員会(独立行政法人化(平成17年度)当初から設置。評価委員(早稲田大学教授池田康夫他12名)及び書面評価委員(102名)により構成)による二段階評価(書面+面接)を実施するなど、事業等の透明化を図っている。また、プログラムオフィサー等による実地調査を通じ研究の進捗管理指導等を丁寧に行い、研究成果を更に充実させる取り組みを行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○自ら行っている研究の分野を①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3分野に重点化した。</p> <p>外部に研究資金を提供している研究の評価については、外部評価委員会(医薬推進研究評価委員会)において中間評価を含む年次評価及び事後評価を行い、研究の継続の可否を評価するとともに、評価が低い研究については打ち切った(平成21年度2件及び平成22年度2件)。</p> <p>それぞれの研究に対する評価結果等については、ホームページ上で公表している。</p>

No.	46	所管	厚生労働省	法人名	医薬基盤研究所
-----	----	----	-------	-----	---------

【事務・事業の見直し】

事務・事業	講ずべき措置	実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針
01 基盤的技術研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3事業に重点化する。また、ワクチン研究は、重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 単独研究については、本法人の技術及び設備の観点から当該法人の特徴がいかなる分野に特化し、研究を厳選する。 共同研究については、技術及び設備を踏まえ、本法人が研究の中核となる研究に特化する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。	2a	研究分野を①難病治療等の基盤研究、②医薬品等の毒性等評価系構築の基盤研究、③次世代ワクチンの研究開発の3分野に重点化した。 大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、重複研究の排除を図るとともに、重点分野から外れる研究については見直し、平成25年度においては、4,196千円を削減したところである。 また、ワクチン研究は、アジュバント開発など重要性が高まっているワクチンの薬物の作用を増強するための研究へ特化し、毒性の評価研究は、iPS細胞を肝細胞に分化させる手法を用いた研究に特化するなど重点化を図った。 研究資金の獲得、共同研究については、本法人の中核となる上記3分野の研究に特化して実施した。(共同研究、受託研究の平成24年度実績：24件、225,728千円) これら研究分野の上記3分野への重点化、プロジェクトの見直し、研究資金の獲得等に当たっては、情報が研究所内で共有されることにより重複の排除を図り、研究の効率性の向上を図っている。 また、他の機関との連携については、大阪大学、神戸大学等と平成18年度から行っている「連携大学院」の実施について、平成22年度は大阪大学大学院歯学研究所との「連携大学院」を開設することで拡充させた。 受託研究や共同研究の実施等については、「帯状疱疹ワクチン開発のための疫学研究」等の研究を行った。	今後も引き続き研究の重点化、効率性向上、他の機関との連携の在り方について検討することとしている。
		23年度から実施	代謝疾患関連の難病治療研究については、研究対象を神経変性疾患等に重点化するなどの見直しを図り、業務の縮減に努める。	2a	代謝疾患関連の難病治療研究については、これまで神経変性疾患や胆汁うっ滞性疾患などを研究対象としていたが、平成23年度から研究対象を認知症などの神経変性疾患に重点化した。(共同研究、受託研究の平成24年度実績：2件、6,750千円)	今後も引き続き研究の重点化と業務の縮減について検討することとしている。
02 生物資源研究	大学、民間研究機関等との役割分担の徹底、重複研究の排除による事業規模の縮減等	22年度から実施	大学、民間、地方公共団体、他府省の研究機関との役割分担を徹底し、国の政策課題の解決などに特化して、研究分野を重点化しつつ、難病以外のDNAバンクの廃止等により業務を縮減する。 研究資金の獲得に当たっては、研究内容、研究方針との整合性等を明確化することにより重複研究を排除し、研究の効率性向上を図る。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業については、類似する研究機関との役割分担を明確化し、重複研究を排除する。 より効果的・効率的な研究を実施する観点から、他の機関との連携の在り方について検討する。	2a	難病以外のDNAバンクを廃止し、遺伝子バンクを難病分野に特化した。 難病・疾患資源研究や細胞培養研究事業について、重複研究を排除した上で研究資金を獲得して研究を実施した。(共同研究、受託研究の平成24年度実績：30件、209,389千円) これら研究分野の重点化、難病以外のDNAバンクの廃止、研究資金の獲得等に当たっては、情報が研究所内で共有されることにより重複の排除、研究の効率性の向上を図っており、平成25年度においては2,796千円を削減したところである。 また、他の機関との連携については、大阪大学、神戸大学等と平成18年度から行っている「連携大学院」を引き続き推進した。	今後も引き続き研究の重点化、効率性向上、他の機関との連携の在り方について検討することとしている。
		22年度から実施	細胞培養・分譲事業については、コストに見合った適正価格での分譲を行い、自己収入を拡大する。	2a	平成22年度から分譲額に応じて自己収入の増加する仕組みを導入し、平成24年度は12,571千円の技術支援料をヒューマンサイエンス振興財団から自己収入として得た。	今後も引き続き自己収入の拡大を図ることとしている。
	自己収入の拡大	23年度から実施	関係法人と共同で実施しているバンク事業については、本法人が実施し、自己収入の拡大を図るスキームを構築する。	1a	ヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施していたバンク事業については、平成25年度から本法人単独で細胞分譲を行っている。	-
03 基礎的研究推進事業	国で実施	23年度から実施	厚生労働省、特定法人との関係、厚生労働省科学研究費等との関係の見直しを行った上、国で実施する。	1a	事業仕分けの対象となった基礎研究推進事業の平成23年度新規分は国(厚生労働省)において公募し、国で実施している。	措置済み
04 実用化研究支援事業	事業の廃止、納付金の国庫納付	23年度から実施	事業を廃止する。ただし、委託金交付先からの納付金回収が終了するまで経過業務は継続する。 既存の委託研究については、今後、研究成果が生じた場合に、委託先からの納付金を国庫納付する。	2a	事業を廃止した。平成24年度は、経過業務の19委託研究中、1委託研究において1,200千円の売上納付があった。また、2委託研究において、ライセンス契約による収益を得ている案件を確保した。今後、委託先からの納付金が生じた場合には、国庫納付を行うこととする。	今後も引き続き委託研究先に収益が生じるよう、指導・助言を行うこととしている。
05 希少疾病用医薬品等開発振興事業	国で実施	23年度から実施	国による実施スキームを構築する。	2a	本年6月に策定された健康・医療戦略を踏まえつつ、引き続き検討を進める。	今後も引き続き、国による実施スキームの構築について検討することとしている。
06 【経過業務】承継事業	事業の廃止	35年度までに実施	事業を廃止する。ただし、既出融資の回収が終了するまで経過業務は継続する。 業務縮小に伴う債権の回収・管理業務の効率化を図る。	2a	事業を廃止した。平成24年度は、残存する1社について、外部専門家により構成される成果管理委員会において審議した結果、存続が妥当であるとの判定が下され、存続することとした。	出資法人が将来的に管理コストを上回る収益を上げる可能性がないと判断される場合には、速やかに解散整理等の措置を講ずることとしている。

【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	措置状況	措置内容・理由等	今後の対応方針	
07	不要資産の国庫返納	政府出資金（開発振興勘定）	23年度中に実施	開発振興勘定における投資有価証券及び長期性預金（約25億円）を国庫納付する。	1a	平成23年度末に国庫納付を行った。	措置済み
08		政府出資金（承継勘定）	23年度以降実施	承継勘定における長期財政融資資金預託金及び投資有価証券（約48億円）については、早急に返納額を確定した上で一部を国庫納付する。	1a	政府出資金のうち事業に必要な資金を除いて、不要資産を確定し、主務大臣の承認を経て平成23年度末に国庫納付を行った。	措置済み
09		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（一部）	22年度中に実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、地方自治体に売却した土地の売却額を国庫納付する。	1a	平成22年度末に国庫納付を行った。	措置済み
10		薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場（その他）	24年度以降実施	薬用植物資源研究センター筑波研究部和歌山ほ場のうち、売却済み以外の土地を国庫納付する。	2a	平成24年度以降に国庫納付するため、平成23年度末に独立行政法人評価委員会に意見を聴くこと等により関係機関と協議を進めている。	今後も引き続き関係機関と協議を進めることとしている。
11	組織体制の整備	事業の審査及び評価	23年度から実施	案件の選定や事後評価等に際し、第三者委員会による外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図る。	2a	<p>自ら行っている研究に当たっては、独立行政法人化（平成17年度）されてから垣添忠生公益財団法人日本対がん協会会長他14名で構成される運営評議会、松澤佑次一般財団法人住友病院院長他17名で構成される外部研究評価委員会を開催しており、これらによる外部評価の仕組みを活用し、案件の重点化を図っている。</p> <p>また、運営評議会については、公開で行うことにより手続の透明化を図っている。</p> <p>外部に研究資金を提供している研究の評価に当たっては、複数の分野の外部の専門家からなる医薬推進研究評価委員会（独立行政法人化（平成17年度）当初から設置。評価委員（早稲田大学教授池田康夫他12名）及び書面評価委員（102名）により構成）による二段階評価（書面＋面接）を実施するなど、事業等の透明化を図っている。また、プログラムオフィサー等による実地調査を通じ研究の進捗管理指導等を丁寧に行い、研究成果を更に充実させる取り組みを行っている。</p>	今後も引き続き、外部評価を適切に反映し、手続の更なる透明化、案件の重点化を図ることとしている。